



平成15年度所得制限限度額表

(単位：万円)

扶養親族等の数	児童手当 (国民年金等加入者)	特例給付 (厚生年金等加入者)
0 人	301	460
1 人	339	498
2 人	377	536
3 人	415	574
4 人	453	612
5 人	491	650

所得には一定の控除(医療費控除等+8万円)があります。



児童手当の申請はお忘れなく 小学校就学前まで該当

児童手当は、小学校就学前までの児童を養育している一定の所得限度額以下のかたに支給する手当です。

支給額

第1子・第2子

月額5、000円

第3子以降

1人月額10、000円

支給月は、2月・6月・10月で

4か月分まとめて支給されます

申請方法

子どもが生まれたり、就学前の子どもと一緒に転入したかたは、児童手当等認定請求書に必要事項を記入のうえ、保健福祉課へ申請してください。(公務員のかたは勤務先へ)

なお、認定請求書のほかに「年金加入証明書(会社員のかた)」「児童手当用所得証明書(H15・

1・1現在明和町にお住まいでなかったかた)が必要で、

こんなかたは届出を

今まで所得制限で却下されたかたでも、前年の所得が減少したり、扶養親族の増加等により該当すると思われるかたは5月中に認定請求をしてください。

現況届(6月)
児童手当金を受給しているかたは、毎年6月に現況届を提出していただきます。これは受給資格を確認するものです。後日受給者には通知しますので、忘れずに手続きをお願いします。

保健福祉課(老人福祉センター内)
☎(84)4926

国保加入・脱退等のときは14日以内に届け出を 国民健康保険制度

国民健康保険は、会社の医療保険に入っている人以外は職業や年齢に関係なく必ず加入しなければなりません。国民健康保険に加入しな

次のようなときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

住民課 内線338

	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
国民健康保険に入るとき	他市町村から転入したとき	印かん、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた日付の入った証明
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった日付の入った証明
	子どもが生まれたとき	印かん、国保の保険証、母子手帳
	外国人のかたが入るとき	外国人登録証明書
加入手続きが遅れると さかのぼって国保税を納めていただきます		
国民健康保険をやめるとき	他市町村に転出するとき	印かん、国保の保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保の保険証、
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、国保の保険証
	外国人のかたがやめるとき	保険証、外国人登録証明書
やめる手続きが遅れると 国保負担の医療費を返還させていただきます		
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印かん、国保の保険証、年金証書(積立月数のわかるもの)
	同じ町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり一緒にしたとき	
	出稼ぎや長期の旅行に行くとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん、本人であることを証明するもの、使えなくなった保険証	